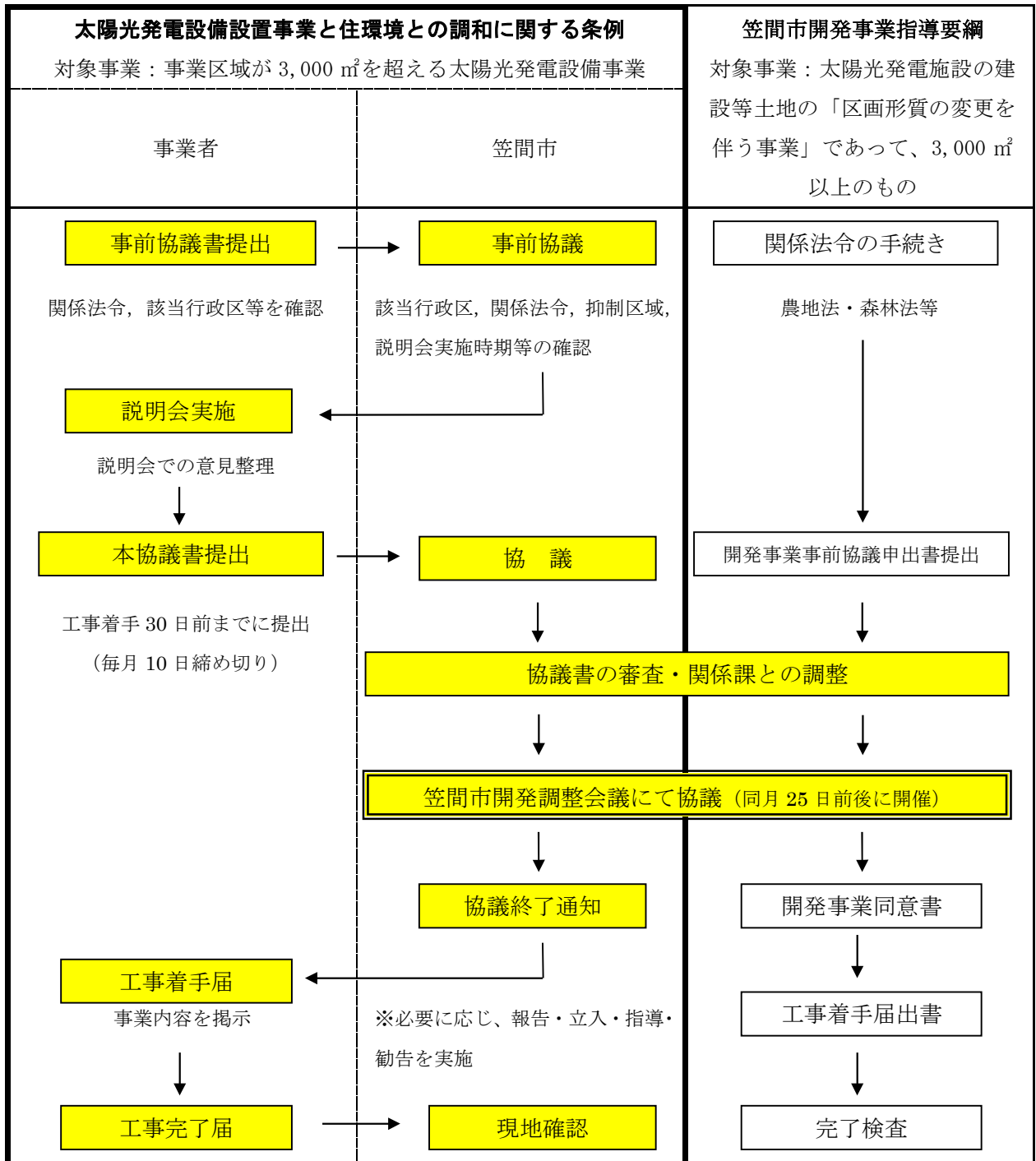


太陽光発電施設関係手続きフロー《都市計画課関連》



◇パネル面積 1,000 m<sup>2</sup>以上、または高さが 10m を超えるものについては「笠間市景観条例」に基づく届出が必要になります。

◇出力 50kW 以上の太陽光発電施設設置事業については、茨城県の「太陽光発電施設の適正な設置・管理に関するガイドライン」に基づき、笠間市へ届出が必要になります。(市太陽光条例の対象となる場合はガイドラインの届出不要)

◇その他の法令 (市役所内での主な照会先)

森林法 (農政課)、農地法 (農業委員会)、道路法 (管理課)、国土利用計画法 (企画政策課)、自然公園法 (環境政策課)、土壌汚染対策法 (環境政策課)、文化財保護法 (生涯学習課)